



最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

山口労働局一般公示第80号

山口地方最低賃金審議会は、山口県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、山口県の区域内で輸送用機械器具製造業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を令和8年9月7日までに、山口地方最低賃金審議会（山口市中河原町6番16号山口地方合同庁舎2号館山口労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和8年8月18日

山口労働局長 鈴木 輝美

